

平成27年第1回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成27年3月20日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成27年3月20日（金）午後2時00分開議

第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第9号まで、議案第24号、議案第27号、議案第42号、議案第50号から議案第53号まで、議案第62号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第18号まで、議案第43号から議案第45号まで、議案第48号、議案第49号、議案第54号、議案第59号、議案第60号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第23号まで、議案第26号、議案第28号から議案第30号まで、議案第46号、議案第47号、議案第55号、議案第61号

第2 発議案第1号

第3 議案第56号

第4 議案第57号

第5 議案第58号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	渡辺竜五君	行政改革長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良隆弘君	交通政策長	渡邊裕次君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	山本雅明君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	金田一則君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	大橋幸喜君
両津病院院長	小路昭君	選挙管理委員会事務局長	小林泰英君
監査委員局長	菊地誠君	農業委員会事務局長	長敏宏君
消防長	深野俊之君	危機管理幹事	坂田和三君
契約管理幹事	伊藤浩二君	庁舎整備幹事	鈴木一郎君
国営かんばい推進主幹	北嶋富夫君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第9号まで、議案第24号、議案第27号、議案第42号、議案第50号から議案第53号まで、議案第62号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第18号まで、議案第43号から議案第45号まで、議案第48号、議案第49号、議案第54号、議案第59号、議案第60号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第23号まで、議案第26号、議案第28号から議案第30号まで、議案第46号、議案第47号、議案第55号、議案第61号

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第1号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人がその業務の特性に応じて新たに分類されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続法の改正により、国民の権利利益の保護の充実のための手続が整備されることに伴い、佐渡市行政手続条例の一部を改正するものであります。当該改正の内容は、国民が法令違反の事実を発見した場合に当該行政機関に対し是正の処分等を求めることができる規定を追加するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市職員の給与について、平成26年の新潟県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うよう当該条例の一部を改正するものであります。当該改正の内容は、初任給に係る号給を除く給料表の引き下げ等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市教育長の給与に関する条例の制定について、議案第5号 佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。以上6議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月以降新たに任命される教育長は、市長が議会の同意を得て任命する特別職となるよう改められること等から、関連する条例の新規制定または改正を行うものであります。なお、新制度への移行は、経過措置により、現教育長の任期満了の日（平成30年5月7日）または任期途中で欠ける日の後となるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木教職員住宅について、その老朽化等を踏まえて廃止するよう佐渡市教職員住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）について、起債を増額し、及び新規事業を追加するよう変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ454億円とするものであります。これは前年度予算に比べ4億円（0.9%）の減であります。歳入においては、合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減少を見込んだ上、財政調整基金などの基金を計画的に取り崩すよう予算計上されております。その内容は、市税などの自主財源が106億5,765万5,000円、地方交付税などの依存財源が347億4,234万5,000円であります。一方、歳出においては、ゼロベース積み上げ方式により全ての事務事業の費用対効果等について検証が行われた上、最重点課題である人口減少対策に関する諸施策に取り組むよう予算計上されております。その主な性質別内訳は、人件費71億9,957万4,000円、公債費78億261万1,000円、普通建設事業90億7,358万5,000円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、総務課の人事管理業務について。技術者等の資格把握を徹底し、適正な人事管理に努められたい。

（2）、2款1項6目新幹線対策事業について。北陸新幹線開業による利用客の動向に注視し、上越新幹線の利用客減少への対策を講ずるよう早急に取り組まれたい。

（3）、2款1項6目佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。本事業は、いわゆる「ふるさと納税」に係るものであるが、これが佐渡市を思う方々からの貴重な浄財であることを重く受けとめ、適切に使われるよう、支出先の団体の決算等を精査すること。

（4）、2款1項6目佐渡インフォメーションセンター運営事業について。受付案内業務受注者の業務時間について、当該仕様書において「開館時間の前後を利用して業務に従事すること」と規定されているが、これは事実上の業務命令であり、当該時間は労働時間に算入されるべきものと解される。このような規定が当該仕様書に明記されることは不相当と思料する。よって、当該業務委託契約書の記載内容について改めて検討されたい。

(5)、2款1項17目元気な地域づくり支援事業補助金について。本補助金は、支所長及び行政サービスセンター長の裁量により、地域の自主性を生かした活動を支援するための経費に充てるものであるが、現状では地域住民に十分活用されているとはいいがたい。よって、本事業の趣旨について住民に対し広くわかりやすく周知されるよう努められたい。

(6)、2款1項18日本庁舎整備事業について。本庁舎周辺の借地及び貸し地を速やかに解消することについて鋭意努力されるよう強く申し入れる。

(7)、3款1項8目温泉管理運営事業中、「ワイドブルーあいかわ」の温水プールにかかる経費について。ワイドブルーあいかわの温水プールは、近隣小学校の水泳の事業にも利用されているところであるが、その利用が他の小学校に比して不足が生じないよう十分配慮されたい。また、行革の観点から、一般の利用時間は経費節減のため必要最小限に絞り込むよう検討されたい。

(8)、10款1項1目教育委員会運営事業について。本年2月20日に発生した川崎市における中学生殺害事件は、我が国の少年犯罪史上まれに見る凶悪事件であり、同時に当該被害者が殺害されるまでの経過においてスマートフォンの無料通信アプリケーションが重要な役割を果たしていることから、新しい類型の少年犯罪であったと思料する。よって、佐渡市教育委員会は、少年犯罪への対応策等について可及的速やかに検討すべきである。

(9)、10款2項2目小学校教育振興事業（司書賃金132万2,000円）、10款3項2目中学校教育振興事業（司書賃金792万9,000円）。本経費に対する普通交付税の算入額は約2,500万円と見込まれるにもかかわらず、本経費はその2分の1以下の額で予算計上されている。よって、義務教育期における図書館の重要性に鑑み、小中学校の司書を増員することについて改めて検討されたい。

2、産業建設常任委員会。6款1項4目水田経営安定対策事業、農業者戸別所得補償推進事業補助金について。本経費は、佐渡版戸別所得補償として水稻を生産する60歳未満の個人農業者及び農業生産法人を対象とした生産費差額補償に新たに取り組むものであるが、市が検討している補助の主体要件では不公平感が生じるおそれがある。よって、市は若い担い手が安定した経営体制を確保するとの当該施策の趣旨を踏まえ、事業実施までに当該要件を十分に精査されたい。

議案第50号 平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第51号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第52号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第53号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成27年度の各財産区の特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ次のとおりとするものであります。平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算103万3,000円、平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算2,032万3,000円、平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算582万5,000円、平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算518万1,000円、いずれも歳出の主なもの管理会費などの経常的な経費であり、その財源は財産収入であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。各財産区を速やかに廃止することについて、地方自治法第295条に基づく議会制度への移行を含め、改めて検討すること。

議案第62号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の経費を計上するため、既定の歳入

歳出予算額にそれぞれ2億7,162万3,000円を追加し、予算総額を494億2,680万3,000円とするものであります。主な内容は、地域消費喚起・生活支援型事業に1億5,170万8,000円、地方創生先行型事業に1億1,991万5,000円を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。産業建設常任委員会。(1)、7款1項2目島の起業等応援事業(地方創生)について。起業チャレンジ支援補助金を始めとする起業支援のため予算計上された各種経費は、平成26年度一般会計補正予算(第10号)において利用実績見込みに基づく減額補正を行ったばかりである。この事実を踏まえ、当該事業が利活用されることにより、産業の活性化及び雇用の創出という所期の目的が達成されるよう、制度の周知について努力されたい。

(2)、7款1項3目佐渡ふるさと旅行推進事業(消費喚起・生活支援)について。本予算案に計上されている地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源に実施される事業は、全国の各地方公共団体において同様の事業が行われ、交流人口の争奪が展開されるものと思料する。佐渡が全国の著名な観光地に埋没しないよう、集客に全力を上げること。

以上です。

○議長(根岸勇雄君) これより議案第62号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番(中川直美君) 日本共産党の中川直美です。ただいま議案になっている平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)についての反対討論を行います。

ご案内のとおり、昨今縦、横いろいろありまして、俯瞰的に政策論として見ないと1本1本の議案として捉えられない状況が続いておりますし、本議案は平成27年度の一般会計と一体のものであります。この補正予算は、アベノミクスが地方まで波及していないとする地方創生予算であり、大企業や都市部以外に全く経済効果があらわれていない地方などへの緊急経済対策予算であります。先議として既に議決は終わっていますが、第10号の平成26年度の補正予算、これは離島活性化交付金の前倒しの地方創生予算と位置づけられていますが、この両者をあわせて佐渡版の総合戦略計画を定める前の先行的な地方創生関連予算であります。第10号は、歳入で1億6,000万円で、約3.9億円の事業を予算化をしました。この11号補正では、歳入が2.4億円で、2.7億円の予算化をしているものであります。双方合わせて国からの予算は4億で6.6億円の事業が行われたということになるものであります。言うまでもありませんが、リーマンショック以来毎年のように緊急経済対策の補正予算が年度末の3月議会から6月議会にかけて予算化をされてきました。昨年度は元気交付金であり、一昨年が一番わかりやすいと思いますが、国の経済対策予算は38.4億円でありました。アベノミクスの経済対策と銘打っていますが、これまでの経済対策に比べても予算額も低いとともに、使い勝手の悪い交付金となっています。使い勝手に言えば、地方の裁量などと言いながら、現実には国のパッケージの中から選択するものでしかないものであります。安倍政権が地方創生、まち・ひと・しごと創生などと宣伝をし、地方の知恵比べであるがごとくに言っているものとはほど遠いもので

あります。これは、担当課の答弁でも明確になっております。この一連の補正予算は事実上平成27年度に使われるもので、国自身も言っていますが、先ほども言いましたが、新年度予算と一体のものであります。

1つ、1億4,812万円の地域消費喚起・生活支援型という消費税増税後の深刻な市民の経済に対応する具体化された予算は、市民向けのプレミアム商品券と6,100世帯が対象の生活困窮者に対する灯油券であります。それ以外は産業観光関連面での予算化であります。市民の暮らしの深刻さから考えれば、この全額を市民の暮らし応援に使うべきであった、このように考えます。

次に、もう一つの地方創生先行型分は9,352万円であるが、昨年までは一般会計の通常予算として予算化している社会福祉従事者等資格取得支援事業、当該特定不妊治療支援事業や産業振興の関連の予算も一部を除きもともと一般会計にあったものを置きかえているわけであります。先ほど報告がありましたが、審査をされた産業建設常任委員会では昨年のことを利用実績見込みに基づく減額補正を行ったばかりでと言っているように、明らかなものであります。また、事実上、先行型としてコンビニなどで販売する観光客向けの宿泊を5割引きにするというプレミアム商品券や航路の割引きの観光対策などが主なものとなっています。3月17日の日本経済新聞は、全国各地の先行型の補正予算の地方創生予算の使い道について以下のように述べています。自治体の提案には、地域おこしとして観光の振興に関する期待の例が多い。北陸新幹線の開業に湧く富山県高岡市は、新型交付金を使って旅行商品の開発、新商品をつくり通常の半額にして売り出す、茨城県では空港ビルなどで使える利用券3,000円分と常陸牛など特産品のギフトカタログ6,000円分を5万人に無料で配るなどなど、全国各地で同じようなことが行われていることを報道をしています。つまり全国で同じことが行われることになるわけであります。それこそ、この中での競い合いというのならもっと知恵が必要だったんじゃないでしょうか。産業建設常任委員会がつけた意見の中にもありましたが、佐渡が全国の著名な観光地に埋没しないように集客に全力を挙げることを、このことを指しているのだと思います。

以上のことを述べて反対の討論としますが、これまで何度も指摘したように本来国から来た緊急経済対策の予算は従来の予算の上に上乗せをして対策をしていく、これが基本であるというふうなことを強く指摘して反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第62号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 議案第42号 平成27年度一般会計予算についての反対討論をいたします。

私は、総務文教常任委員会においてこの予算案を審査させていただきました。中には、ぜひこのまま遂行していただきたいと思う施策もたくさんありますが、あえて反対し、もう一度考え直していただくべきと考える点が幾つかありましたので、問題点を大きく分けて3点述べさせていただきますと思います。

まず初めに、両津港にできましたインフォメーションセンターの事業についてです。島内に同じような機能の施設が幾つもある中、これを建てた意義を強調したいのはわかりませんが、それは余りにも露骨で、しかもインフォメーションセンター、つまり佐渡に関する情報発信、情報取得の本来の意味を発揮するような体制になっていないことに大きな問題を感じました。観光客が佐渡に関する情報を収集しようとしたとき、まずこのインフォメーションセンターという名前のつく施設を頼りにするのではないのでしょうか。しかし、行ってみると、そこには観光案内のプロは一人もいないのです。宿泊の案内も手配もできません。もう一度佐渡汽船ターミナルに戻ってくださいという話になります。本来このインフォメーションセンターを生かすなら観光案内のプロがそこにはいるはずですが、計画ではそのはずなのに、どうしてそのような人材を置くことができずに平気でいられるのでしょうか。観光客への誠意が足りな過ぎます。それは、観光客からの不満を買うということが目に見えるということです。佐渡は観光客に選んでもらえる島を目指すというのですから、そのとおりに実態をつくり上げなければ観光客への裏切りになります。そして、このインフォメーションセンターでは、市民がさまざまな催し物を行うことができますが、その実績を上げるために佐渡市は特定の催し物に対して一律75%、4分の3の負担金を出すという予算を上げてきました。これは、他地区の公民館や施設を利用して市民が自助努力で行っている、時には持ち出しをしてまで行っている事業や催し物との不公平が露骨過ぎます。一律75%、4分の3を負担するということは、その催しに人がたくさん来て黒字になった場合、主催者は支出の4分の3を佐渡市に負担してもらったあげく、さらに収益を得ることができるという二粒おいしい話ということになります。しかもそれなら私もその負担金事業の申し込みをさせてほしいと考えても、既に決まった事業しかその二粒おいしい話には参加できません。これは明らかな不公平です。財務課は、「新年度からの補助金、負担金は全てゼロから見直しをしました」と説明をしていましたが、それに照らすとこれは余りにも逆転現象です。財務課のゼロ査定の説明が全て吹き飛んでしまいました。

2つ目は、秋ごろに日本に住む在日大使館の大使たちを招いて佐渡島内で会議を開くという事業です。大使たちに佐渡観光の感想をフィードバックしてもらうことが目的になっているようですが、各国大使とは外交官のトップです。この方々を数人招いて評価してもらうに耐えるだけの準備はできているのでしょうか。私は、海外で生活した経験が複数回あり、世界の観光国であるシンガポール、スイスにも住んでいたことがあります。また、外国人観光客の通訳ボランティアを佐渡でしていますが、その視点から見て佐渡はまだ佐渡に外交官のトップを数人呼んで会議をしてもらえるような状況にはなく、それは例えるなら中学生にハイヒールを履いて外国語でおもてなしをしろと言っているようなものです。まずは、ハイヒールではなく、革靴を履くところからステップアップするのが着実だと考えます。今各国大使を招いて会議を開いたら、褒めてもらえるどころか、佐渡のおもてなしの問題点を指摘され、逆効果になりかねません。佐渡観光のレベルをよく考えて計画を立て直すべきです。

3つ目は教育施策についてです。一般質問でも問題にしましたが、佐渡島内のいじめ、不登校の問題は

年々深刻さを増しています。にもかかわらず、新たに出てきた対処は挨拶運動でした。挨拶運動は既に学校で取り組まれており、今さらいじめ、不登校の対応などとして効果を期待できるものではありません。しかも教育委員会が挨拶運動にこだわる理由は、いじめや不登校の子供たちに焦点を当てたものではなく、それが世界遺産推進のおもてなしにつながるからという説明でした。それは、総務文教常任委員会の中でも一貫して変わりませんでした。さきの川崎市の中学生在が大きな理由もないまま殺されてしまうような時代であるということを真剣に受けとめているなら、このようなのんきな施策になるとは到底思えません。子供たちは毎日学んでいるのです。それを何カ月も、何年も学校に行かれない子供たちやその親の傍らに教育委員会はしっかり立っているという姿勢を示していただきたかったです。また、佐渡市内でこことことばの教室に通う子供の数は166人です。これは大変な人数です。にもかかわらず、このための学習会は年に1回のみ、そして講師謝礼は5,000円の計画です。教育委員会の冷たさと真剣味のなさをあらわしていると思います。当時者や各家庭の悩みに応えているとはとても思えません。一方、少子化社会に悩んでいるのは佐渡市自身です。もっと子供たちを取り巻く教育環境に温かく親身で真剣さの伝わる施策と予算を見直すべきと考えます。

以上の理由で、議案第42号 平成27年度一般会計予算に反対をいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して、平成27年度一般会計予算についての反対討論を行います。

今地域経済と市民の暮らしは極めて深刻です。自公安倍政権の今年度の予算は、社会保障のためと言って消費税を8兆円も増税しながら、社会保障費の自然増でさえ削減、制度の改悪路線を復活、強化して、介護、年金、医療、生活保護など手当たり次第に切り捨てる一方で、財政が大変と言いながら285兆円もの内部留保のある大企業に今後2年間で1.6兆円もの大減税をばらまこうとしています。地方の暮らしと地域経済は、アベノミクスの経済対策の消費税増税と円安誘導による物価高、社会保障費の削減は福祉、介護、医療分野で人手不足や介護難民、医療崩壊を深刻化させることに一層拍車をかけます。農産物を始めとする輸入自由化政策が地方の主要産業である農林水産業や地場産業に打撃を与えています。安倍政権は、これらへの失政への反省もなく、地方創生、アベノミクスの地方への波及などを中央向けに宣伝していますが、消費税再増税、社会保障の切り捨て、雇用破壊、TPPの推進のアベノミクスでは、幾ら地方創生などと叫んでも地方の衰退をさらに加速させるだけではないでしょうか。これが今市民の置かれている状況で、この経済状況から市民の暮らしと産業を守る姿勢が強く求められています。

以下、具体的に指摘をします。今議会で、何でも私が悪いようなことを言うなと反論されておりますので、まず評価できるものについて幾つか述べたいと思います。1つは甲斐市政の政治姿勢です。国が前のめりに進めようとしている原発の再稼働反対や地域の農業を破壊するTPP反対などの基本的な姿勢は、多くの市民の願いを受けた姿勢であり、大いに評価できます。また、今年度の施策では、昨年度から足を踏み出した2人目の子供の保育料の同時入所時の無料化や子ども医療費の一部負担の無料化、各年度当初

からの住宅リフォーム助成制度は大いに評価ができると思います。

次に、反対の理由です。大枠では、補正予算のところで指摘をしたように、経済対策予算は置きかえるのではなく、一般会計でもしっかり対応したものとすべきものであります。その部分が極めて弱いのではないかと考えています。佐渡市は、成長戦略として農林水産業の地場産業の振興や観光による地域振興を打ち出しています。これは、国も言っている地方創生の流れにも一致をするものです。まず、力を入れている観光面です。昨年度は、それ以前に4億円近くをかけたトキふれあいプラザや先ほども両津航路の新造船のときわ丸の就航、そして今春は、先ほどもありましたが、15億円近くもかけた北埠頭の観光インフォメーションセンターがオープンし、4月には北陸新幹線に対応した小木航路の高速カーフェリーあかねが就航します。また、昨年からは、外部人材活用の戦略官による取り組みも進めています。例えば予算額で見ても、まさに鳴り物入りで完成、オープンをした観光インフォメーションセンターあいぽーと佐渡は、賛成した議員の中からも大きな疑問の声が上がっています。また、できた以上その効果を最大限生かすような取り組みとすべきですが、年間の目標とする利用人数も事業計画ありません。先ほどもありましたが、実行委員会での事業実施は目標人数が15人、30人、50人、最も多くて300人というものです。事業規模からすれば、1,000人クラスのもので何度開かれてもおかしくないものではないでしょうか。加えて指摘をすれば、これは市の直営施設ですが、運営は月2人常駐で消費税込みで19万9,746円のまさにブラック行政的です。総務文教常任委員会の意見でも触れていましたが、法令違反の業務時間前の就業など公にはあってはならないことですし、法令遵守に反します。本来できたばかりの施設を軌道に乗せる必要がある最初の時期に力を入れるべきものではないでしょうか。他の議員からも観光などに対する危機感が弱いのではないかと指摘がありましたが、今まさにそのとおりだと思います。今挙げたのはあくまでも一例ですが、全般にそうなっているのではないかと。

次に、産業振興についてです。市長は、芽出し、橋渡しと積極的な産業振興策への取り組みがありますが、まだ成果が明確ではないようなので、評価は避けますが、この議会上程時に指摘をしましたが、これまでの中小企業振興の方向が大きく変わった小規模企業振興基本法が昨年成立をしております。これは、事実上家族経営の小規模事業者の振興こそ今求められているというもので、これまでの中小企業振興は2割の頑張る業者に対して光を当てていただくことが地域社会のあり方や高齢化、人口減の中でまさに消え行くような存在である家族経営的業者の実態から発展をどうつくり出すかということが問われている法律です。まさにこの意味では、離島佐渡市にとって重要な課題です。それ行けどんどの業者だけでなく、この基本理念の上に立っての佐渡市の取り組みこそが重要です。また、農業分野は、国の責任放棄による米価の下落に対応した所得補償制度を独自に実施をします。これは一定評価できますが、国の施策は小規模切り捨てです。佐渡の農業の実態は実質小規模の家族経営で成り立っているとともに、中山間地の農業は重要な位置を占めています。今米価の大暴落やTPP絡みで多くの農家が先行きが見えないと嘆いています。廃業も含めて検討せざるを得ない状況さえあります。国の誤った農業政策にきっぱり反対するとともに、家族農業を含めた施策を強めるべきです。

次に、交通関連です。生命線である海上交通はもちろんですが、過疎、高齢化の中で地域交通は極めて重要です。過疎地域で地域住民の生活維持に必要な輸送が、市町村やNPOなどの自家用車を用いて有償で運送できる制度の自家用有償旅客運送法は改正をされています。昨年は、研究も重ねているようであり

ますが、事務、権限移譲も可能になりました。全国では取り組みが進んでいます。高齢者の多い島として取り組みが弱いのではないかと思います。また、4月1日からは、佐渡島内のバスの運行が大きく変更されます。相川地区では、観光を主眼とした観光循環バスが観光だけでなく、買い物弱者など高齢者の日常の足ともなれるよう、利用しやすい料金体系にすべきであります。

次に、福祉分野です。この分野は、安倍政権の最低限必要な自然増さえ削ることの影響を大きく受けています。1つは介護保険です。市の認知症対策などの取り組みは強化をされていますが、本年度から第6期の介護保険事業計画が始まりますが、国の流れと同じにするのではなく、市独自の施策も充実させる方向が極めて弱いものとなっていると思います。本来国の制度をカバーするような施策に取り組むことこそ佐渡の重要な役目です。後に介護保険のところで詳しく触れます。

次に、教育行政についてであります。教育長も市長も評価をした教育委員会制度が実施となります。これは教育行政が政治主導的色彩になりかねないものでありますが、今後は市長も教育分野への大きな責任を持つこととなります。国の通達では、教育委員と教育委員会のチェック機能を高めることや、会議の公開や議事録などによる透明性を高めると言っていますが、市長部局との調整も含めて制度改変への対応が極めて不十分であるとともに、大きく認識が欠如していると思います。また、新教育長は職務専念の義務規定が今度は設けられますが、佐渡市の教育委員会としては兼務できるものとして、スポーツ振興財団の役員を兼ねることができるよう規定するとしています。これは極めて問題でありますし、佐渡市の現状には合わないのではないかというふうに思います。

教育での2つ目、いじめ問題への教育委員会の姿勢と対応は平成26年につくった佐渡市いじめ防止基本方針の基本的精神にも反しています、ことは学校の児童生徒にかかわる重要な問題であります。教育委員会全体として再認識をすべきであります。

3つ目、今言いましたが、つくったばかりのいじめ防止の方針にさえこのような状態なのに、今年度は佐渡市の教育分野全体の方針となる教育振興基本計画を策定するそうではありますが、結局急いでつくって中身は何もないということになりはしないでしょうか。現在ある各分野の計画を実践、総括することこそ今求められています。

4つ目、昨年の学校図書館法の改正に伴い、学校を7ブロックに分けて学校司書を配置しますが、国の財政措置や学校図書館法の精神で見れば各学校に配置をすべきものであります。また、7ブロックでは十分な対応も仕事もできません。

5つ目、予算額としては、先ほどもありましたが、約93万円ほどでしかありませんが、軽度の発達障害児の166名に対することばとこころの教室の予算の問題です。先ほどの方とは視点が違いますが、担当者自身が予算が足りないというようなありさまです。こういったところにこそしっかり光を当てるべきであります。

最後に、地方創生、地方版総合戦略について触れます。自公安倍政権は、農村や地域の疲弊をつくり出してきたこれまでの国の政策には何の反省もなく、あたかも地方が頑張ってこなかったから人口減で地方が消滅すると言っていますが、国がどう言おうと人口減や少子化対策は重要なことは言うまでもありません。歴代の佐渡の実態もそのことを意識して頑張ってきたことも間違いのないものです。地方版総合戦略計画は、ここに住んでいる住民、島民のありのままの願いと希望を反映させた計画とすべきです。先行型補

正予算のところでも指摘をしましたが、今後はどのようなになるかわかりませんが、先行型では国のパッケージから選ぶしかなく、国が言うように自由度が決して高い予算ではありません。使い勝手の悪いものでした。国の事例で示しているものの中には、福祉や産業振興につながる可能性のある買い物難民対策など佐渡にとって活用できるものもありますから、十分な市民の実態を反映したものとすべきであります。また、離島というハンディを持った佐渡市です。子供の貧困状態から見ても、思いきった子育ての支援を一層充実すべきであると考えます。

最後に、甲斐市長は今年度の施政方針の中で「活性化の特効薬はありません。確実に言えることは、地元の人が生き生きと生活している地域にしか人は来なく、活性はあり得ない」と考えを表明しています。甲斐市長は、就任以降支所をなくすることや消防署の大幅削減路線を大きく転換し、地域周辺部を軽視しない方向に180度転換をしました。従来計画との対比では、多くの住民に真意が伝わっていないのではないのでしょうか。これはなぜか。これは、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島ばかりが強調され、本来必要な日本一住民が住んでよかったという島をつくるのが全般的に弱くなっているのではないかと、いうことを強く指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第42号、62号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

〔市民厚生常任委員長 加賀博昭君登壇〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第10号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、中学生以下における子どもの医療費について、入院に係る自己負担額を無料とするため、佐渡市子どもの

医療費助成に関する条例のほか、関連する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたことにより、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例において保育料の納付義務及びその額を定めるため、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわを平成27年4月1日から市が直営する施設として管理運営するため、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本件については、将来的に世界遺産のガイダンス施設候補として、とりあえず条例の一部を改正するものであり、速やかに県との結論を出されたい。

議案第14号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。以上2議案は、第3次地域主権一括法の施行により、介護保険法が改正されたことに伴い、これまで法令により定められていた基準が各自治体の条例に委任されたことにより、当該基準についてそれぞれ条例で定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、第6期佐渡市介護保険事業計画の策定等に伴い、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者保険料率を改定するため、佐渡市介護保険条例の一部を改正するものであります。新たな保険料率は、要支援・要介護認定者及び介護給付費の増額を見据え、基準となる月額保険料を前年度より600円引き上げ、5,800円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、国の定める基準が改正されたことに伴い、当該基準について、それぞれ条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,800万円とするもので、前年度の当

初予算と比較して10億4,700万円、率にして15%の増となるものであります。主な内容は、平成27年4月からの制度改定を踏まえ、適切に医療を提供するための保険給付費を計上するほか、被保険者の健康増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,190万円とするもので、前年度当初予算と比較して540万円、率にして0.7%の減となるものであります。主な内容は、新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等の所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億140万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億7,560万円、率にして2.1%の増となるものであります。主な内容は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の初年度予算として介護給付費や地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,690万円とするもので、前年度当初予算と比較して140万円、率にして0.3%の増となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第49号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,990万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,630万円、率にして2.7%の増となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第54号 平成27年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額を23億1,013万4,000円、収益的支出の予定額を24億3,786万9,000円、資本的収入の予定額を3,666万9,000円、資本的支出の予定額を8,257万3,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉が佐渡市に返還されることに伴い、平成27年4月1日から引き続き温泉事業に供するため、佐渡健康アシスト株式会社へ無償貸し付けするものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 財産の無償貸付について（畑野温泉松泉閣）。本案は、畑野温泉松泉閣が佐渡市に返還されることに伴い、平成27年4月1日から引き続き温泉事業に供するため、特定非営利活動法人おけさ福祉会へ無償貸し付けするものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 平成27年度の国民健康保険特別会計予算についてお尋ねをいたします。

1番目は、今年度は国民健康保険のレセプト処理が県内の全ての市町村での共同で行うという大きな制度の改変の年度であります。深刻な不景気の中であって多くの市町村で保険者支援金、これ全国では約1,700億円ですが、や県の調整交付金の活用により、また一般財源も含めて保険税を引き下げる傾向が生まれていますが、保険者支援金や県の調整交付金の活用の方向について佐渡市はどのようになるのかお尋ねをしたい。

2点目は、高く払えない国民健康保険税の滞納世帯に対する医療を受ける権利を抑える短期証や資格証明書の交付、一般質問でも取り上げましたが、県内では極めて高いのですが、県内の先進事例に見習ってやめるべきではないのか、またアベノミクスで地域経済が一向によくない中で今年度の国民健康保険税は引き下げるべきだと考えますが、その方向はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 今の中川議員の質問、要約いたしますと、今年度国民健康保険レセプト処理が市町村の共同で行う大きな変革の年だと、保険者支援金というのは全国で170億円、県調整交付金の活用による少くない市町村が深刻な不景気の中で引き下げする傾向が生まれているが、保険者支援金や調整交付金の活用の方向はどのようになっておるか、という質問だろうと思うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 何ですか。これをやらぬと君のものが長過ぎるので、要約しておる。

そこで申し上げます。いいですか。国は、公費拡充等により財政基盤の強化を行うため、平成27年度から低所得者対策の強化として、保険税の軽減措置の対象となる被保険者数に応じ、保険者への財政支援を拡充することとしておる。具体的に申し上げますならば、今まで7割、5割の削減に対して保険軽減策として国は公費の補填をしてきたものでございますが、今年度はこの2割軽減というものについても支援をしようと、これが一つの新しいあらわれだと思う。ちなみに申し上げますなら、この2割軽減に対する補填というのは大体1億円ぐらいになると私は試算しておる。対象は1万6,000人くらい、これにおるわけ。そういう意味におきまして、国はとりわけ国民健康保険に対する締めつけというのが強まってはいるのですが、中でも今私が指摘したように今までは対象外であった2割軽減に対して国が措置をするというような部分がある。ただ、これは恐らくこの後もう一つの中川議員の滞納世帯に対する医療の軽減、国民健康保険の引き下げというところの質問にも答えなければなりませんので、申し上げておきますが、しかしやっぱりしゃばは苦しいのでございまして、そういう軽減策があったとしても国民健康保険の滞納者がふえてくるという傾向があるわけでございます。とりわけ国民健康保険の滞納者に対しては短期、それから資格証明というようなものもあるのでございますが、これは何としても市民の健康増進、市民の健康を守る

という観点から、資格証明になりますと全額窓口負担をしてから、その領収書をもって保険に請求するという作業をしなければならぬ。それは個々の国民健康保険世帯にとっては、これはもう大変な負担になるので、この点については安易にやってはならぬということを厳しく意見をつけたところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 国民健康保険の神様と言われた方なので、最後もう一点聞いておきたいと思います。

ずばり聞きますが、今回は本算定は6月になりますが、3月に当初予算として出される以上、引き下げる方向で頑張るのかどうなのかがやっぱり一番評価の対象となると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） それは、国民健康保険の神さんと言われる加賀博昭が委員長を務めておるわけでございますので、これは嚴重にしております。現在のところを措置してありませんが、やがて本算定が来るわけです。したがって、本算定になったときに著しく保険料は高くなるということについては、これは一般会計からきちっと措置をしてでも保険料の引き上げを抑制すべしということは、文書による意見はつけてありませんが、委員会審査の中で厳しく申し上げてあります。それはなぜかという、答えが出てきておるものについては文章意見をつけますが、現在まだ経過中でございますので、答えが出るまでにはあと二、三カ月かかりますので、それを見て、しかしもし値上げが予定されるなら、今のうちに指摘をしておかなければならないということで、私ども市民厚生常任委員会は口頭でこのことについて意見を申し上げたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

これより議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 反対の討論をいたします。短く三、四点について言います。

今ほど言われましたが、本算定ではありません。しかし、深刻な経済状況と健康にかかわる重要な問題であります。少なくとも政治姿勢として引き下げる方向を示す必要があったというふうに思います。

2つ目、国民健康保険税の負担は極めて重くなっています。加入者は高齢者の年金世帯や、農業や自営業者が多いのが国民健康保険ですから、経済対策というのならまずここにメスを入れるべきです。

3点目、憲法の生存権を具体化したものが国民健康保険であります。こんな不景気のときですから、県内でも事例が既にあるように、医療を受ける権利を抑制する短期証や資格証明書はやめるべきだということを強く表明をして、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 平成27年度の介護保険特別会計予算についてお尋ねをいたします。

多くの新聞でもテレビでも報道されていますが、今年度の介護保険については介護報酬の引き下げで本当に深刻になるのではないかとということで大騒ぎをされているものであります。高齢者の多い佐渡市にとっては極めて重要な問題であるので、お尋ねをするのでありますが、1番目は今年度から始まる第6期の事業計画では国の介護保険制度と同じように施設をつくらず、なおかつ初期の対応こそ重要である要支援者のデイサービスやホームヘルプサービスを抑えています、まだまだ特別養護老人ホーム入所待機者の施設や日常サービスが必要なのにもかかわらず、どうしてこういった計画になっているのか。

2点目は、高齢者介護は介護保険事業計画だけではなくて、市の独自サービスによる対応こそが必要ではないかということです。これは、以前の市民厚生常任委員会でもそのことが強く報告をされています。高齢者の介護全体としての取り組みと施策が十分なされているのかお尋ねします。

3つ目、年金のマクロスライドが行われ、この6月から実質の年金の引き下げとなる中で、介護保険料基準額が年間7,200円、11%も値上げされますが、問題はないのか。また、支払えない方に対する軽減措置やサービス利用料の軽減措置は私は必要だというふうに考えるのですが、そういった部分どのように審査をされたかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） まずは第1点の質問について説明をいたします。

第6期事業計画では、地域密着型特別養護老人ホーム1カ所、認知症対応型グループホーム1カ所、小規模多機能型居宅介護事業1カ所、この整備を計画しております。また、本年5月には、後山小学校を改修して地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症デイサービスの複合施設も開設されることになっております。特別養護老人ホームの待機者の解消ということについては、これは大事なことでございまして、今後もこれは進めていかなければならない。ただ、現在佐渡が進めておる介護施設については、今委員長が説明したようなことが行われておると思うのです。今後新総合事業については、佐渡市の独自性のある事業を第6期計画期間中に検討するという市の考えも伺っております。したがって、現在進行形の話でございますので、私どものほう、委員会としてはやっぱり佐渡島が一番介護の問題でもすぐれておるのだぞと、そういう体制をとるようということとは口頭で厳しく申し上げております。

次に、2つ目の高齢者介護は、介護保険事業だけでなく市の独自サービスによる対応も必要なのではな

いか、その施策について何らかの指摘、回答等が得てあるのか、そういう質問だと思うのです。そこで申し上げますが、介護保険事業以外の高齢者福祉サービスが重要であることは十分理解しておりますが、引き続き社会福祉法人利用者負担軽減事業や介護施設等居住費助成事業等による低所得者に対する軽減、助成に取り組むほか、配食サービス、皆さんに弁当を届けると、弁当といっても高いのは400円ぐらいする。だから、決して安いものではないが、それでもお年寄りにとっては喜ばれる、そういうことも心の通った介護対応ということで、市民が喜んでおる限りやっぱり続けていかなければならぬ。そこで、今後平成29年度から開始を予定しておる新総合事業に向けて佐渡市の実情に応じたサービスを検討していくという説明があるわけです。それで、第6期計画に沿った事業展開がなされるものと判断をしますが、しかしこれからの計画であるとしても、それは当委員会としてはきちっと口頭で申し上げて、より市民に喜ばれる形にせよということは、経過措置でございますので、文書による意見はつけられませんが、口頭できっちりとつけてありますので、報告しておきます。

次に、3番目、年金のマクロスライドが行われ、年間7,200円、11%も値上げされるが、問題ないのかと、支払えない方に対する軽減措置やサービス利用の軽減措置が必要ではないかということでございますが、この支払えない方に対する軽減措置というのが少し説明が不足しておる面があるので、何を指すのかというのがちょっとわからない部分がある。しかしながら、質問に対してお答え申し上げますが、介護保険料の標準基準額を月額600円、年間7,200円引き上げというのが計画でございます。過去を振り返ってみると、第5期計画の際には月額1,000円引き上げております。それから見れば、600円というのはそれに考えた金額かなと、こういうふうには思っております。しかし、介護報酬の減額を考慮してまいりますと、今後約4億円ぐらいの大幅な伸びが予想されるという中で一定の引き上げがやむを得ぬかなというふうに思いますが、しかし先ほど申し上げましたように、しかし頑張って負担の軽減を図れと、努力せいということだけは間違いなく申し上げたところでございます。また、低所得者への負担軽減については、当初所得区分の第1段階から第3段階の高齢者を対象に負担軽減実施が計画されておるわけでございますが、当面平成27年度から平成28年度の第1段階についてのみ年額3,500円を軽減し、平成29年度から消費税増税に合わせて第1段階から第3段階に対する本格的な負担軽減が行われるだろうという見込みである、このときの負担軽減は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1持つということになるが、ちなみに申し上げますならば平成27年度から平成28年度は第1段階として年額3,500円の軽減でございます。第1段階に要する年額といたしますか、軽減年額、1万4,000円になるはずであります。これは、対象人員が4,400人をちょっと超える人数だと思います。では、その第2段階はどうなるかというと、年額1万7,400円、このときの対象人員というのは2,400人でございます。第3段階の年額3,500円軽減であるものは、これ2,100人ぐらいでございます。そこで申し上げますが、国民健康保険、介護については神さんと言われておる加賀博昭がいよいよこの議場から去るわけでございます。しかしながら、今中川議員が指摘したことについては、私も意見を同じくする部分がございます。しかしながら、これは経過措置でございますので、私が去った後もこれが経過として進行するわけでございます。私がおらぬようになつたら、なおさらのこと中川議員からはまたこの分野において頑張ってもらいたいなということを個人的な感情として持つておることを申し上げて、これの答弁といたします。

○議長（根岸勇雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） お彼岸なものだから、仏さんが出てきたのかなと思って。まあいいです。

極めてこれは深刻な問題なので、あえてお尋ねをいたします。一番のやっぱりこういったものの事業をやるときには計画の基礎というのを、計画が一番大事なのです。一般質問でもやりましたが、例えば予防介護、つまり訪問介護、ホームヘルパーです。要支援の方、軽度の方の事業の計画はどうなっているかといったら、平成26年が月218人にもかかわらず、平成29年には207人に落とすのです。デイサービスについては、平成26年輕度者については201人のものを182人と減らすのです。普通はまだふえていくというのが当たり前の計画にならなければいけないのです。これが国のプログラムだからこうなってしまうといえはこうなってしまうのだけれども、特別養護老人ホーム待機者の問題も介護で苦労している方々の問題も、本当にこれ真剣だからこそ取り組むべきだし、先ほど平成29年から総合事業でやるのだ、そんな私生易しいものではないと思う。それともう一つ、独自サービスについてもいろいろ言ったけれども、地方創生の予算があるのだ、本来一般会計でやっていたものを向こうでやるのではなくて、そこでもやるけれども、ここでもやって初めて経済対策や何かが私は生まれるのだと思うのです。今介護や高齢者の深刻な現状を改善していくということは若い世代の問題でもあるというふうに思うのですが。

そこでお尋ねをします。600円の値上げだから仕方ないとおっしゃいましたが、例えばこれまでも年金引き下がっています。ことしも6月に支給される分にはマクロスライドが初めて発動されて、基礎年金で月額6万4,400円の人だと実は580円ふえるのです。しかし、物価上昇分を考慮するとマイナス1,000円になるのです。そこに、この目減りした中で600円の値上げは押しつけられる。百歩譲って今の国の制度が矛盾しているからしょうがないというのだったら、年金暮らしが大変な方々については何らかの措置をやる、佐渡市は条例持っているのですから、というふうに思うのですが、その辺どうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） ご承知のことだろうと思うのですが、国民健康保険にしても介護保険にしても、この保険制度というものに基づいて、その財源によって運営していく面があるために、ある程度国からの方針、指摘に対して断れない部分があるわけです。これは、制度として認めざるを得ない部分があるわけ。その中で、努力せいということを私は先ほど申し上げたということを申し上げておきましたが、もう一つは私も国の制度がそうであっても個々の個人にとっては大変悩み多い部分があるなということについては中川議員と同じ認識に立つところがある。したがって、これは引き続き地方から国に対してもっと温かいというか、もっと庶民の暮らしを見据えた制度にせよと、こういうふうに指摘をしてみました。ただ、もう一つ、中川議員は指摘をしていないが、我慢のならぬことがある。それは今後、この平成29年に向けてでございますが、消費税が上がったらやるという部分があるわけです。冗談ではない、こう言いたい部分があります。中川議員はその指摘はなかったが、逆に委員長のほうからそういう指摘があつてしかるべしということを申し上げて答弁にかえたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

これより議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 簡潔に。日本共産党の中川です。またかという声がありましたが、深刻な問題です。簡潔にやります。

まず、1点目です。委員長の逆質問があるというのは初めてでしたが。介護保険制度のそもそもの問題は、保険料は払うのだが、必要なときに必要なサービスが受けられないという根本問題がまずあります。保険料の滞納問題で言うと、1年以上の滞納の場合、1年半の滞納の場合、2年以上の滞納の場合、負担割合が変わってきます。ですから、介護保険料を払っている方は、介護保険料が払い続けられるようにしないと大変なことになります。そんな中での値上げであります。この分野は、委員長からの逆質問もありましたが、安倍政権が消費税増税などと言いながら最低限必要な社会保障の自然増さえ削ること、この影響を大きく受けています。これが介護保険です。今でも大変な施設に対する介護報酬は2.27%への引き下げです。介護職員の処遇改善加算は1.6%、認知加算は0.56%ですが、これも含めてプラスということなのだが、実質多くの施設では職員給与の引き上げどころではありません。最低でも1施設当たり1,500万円の赤字になるとの全国調査もあります。また、介護保険制度の大改悪で特別養護老人ホームに入れる方は原則介護度3以上、日常生活を支えるホームヘルパーやデイサービスも介護度の低い人は外すといった中身であります。つまり介護施設の経営もできなくなるし、介護状態の高齢者も今よりひどくなるというものであります。高齢福祉課の調査では、特別養護老人ホーム施設12、老人保健施設4つの佐渡の施設のうちに、介護職不足で現在受け入れ制限している施設が2つ、今後受け入れ制限をせざるを得ないという施設が2つ、今後職員不足になるが8施設にも上っています。こういったことに一層拍車をかけるものであります。結果として、利用者に大きな影響が出るのが火を見るよりも明らかなものであります。こういったときだからこそ、高齢者の多い島ですから、地方創生の予算も含めてしっかり対応していく、そういった独自の施策が今求められているということを強く指摘して、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）についての討論に入ります。

金光英晴君の反対討論を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） ただいま議題となっております議案第59号 財産の無償貸付（新穂潟上温泉）について討論させていただきます。

この議案は、この後の60号、61号の2議案同様、譲渡した入浴施設が返還される新穂、畑野、羽茂、金井の4施設を無償貸し付けによる経営者の公募の結果、金井を除く応募のあった新穂、畑野、羽茂の3施設についてそれぞれの事業者は無償貸し付けすることの議会議決を求めるものであります。本来入浴施設は市民厚生常任委員会の所管ですが、分掌する課の関係で議案第61号が我が産業建設常任委員会に付託されました。議案第61号の審査中に、市民厚生常任委員長から温泉施設で委員会が難航している、配慮いただきたいとの申し入れがあったので、我が委員会は委員総意で61号の採決は市民厚生常任委員会の結果を見てからとし、昨日市民厚生常任委員会の採決の後、同委員会と同様に、提案された個別議案の可否を主眼に採決を行いました。結果は、後刻行われる委員長報告のとおりであります。しかし、委員長報告を上げた後に、総務文教常任委員会で行行政改革の観点から入浴施設について議論があったことを知り、そこでの副市長の発言について聞かされ、啞然といたしました。それは、2年間は燃料費相当の半額の補助及び市の健康維持事業で入浴券を発行し、支援することになっているが、2年後は補助金を出さないとのことでありました。これでは、2年後には潰すと言っているのと同じではないかとの委員の発言があったと聞いております。私も全く同じ考えであります。これでは、応募した事業者を2階に上げてはしごを外すようなものであります。このような執行部の姿勢は、単なる問題の先送りで、無責任甚だしいと強く指摘するものであります。また、これは提案された個別議案を肅々と審査した議会に問題先送りの片棒を担がせる背任行為でもあります。今後人口減による税収や交付税の減収、一方高齢人口の増加や少子化による福祉費の増大が見込まれ、佐渡市財政は厳しくなるのが予想されております。問題を先送りし、無駄なお金をどぶに捨てるがごとき垂れ流すのではなく、今後指定管理から返ってくる入浴施設も含めどのようにしていくのか大筋を決めて取り組むべきと考えます。今、議会に求められていることは、問題を先送りすることに加担することではなく、執行部にこの時間を与えることだと考えます。温泉施設を利用する市民、利用しない市民、また今回応募した事業者、全て佐渡市民であります。議員一人一人が良識あるご判断をしていただくようお願いし、反対討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金光英晴君の反対討論は終わりました。

これより議案第59号 財産の無償貸付について（新穂湯上温泉）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の議案の採決が終わった段階で1つお願いがあります。

議会運営委員会でも採決のあり方について協議をしてもらっているところなのですが、私どもしっかり言うのを忘れていまして、議案第16号、先ほど言った介護保険の値上げをする条例案については起立採決のほうに加えていただけたらというふうに思いますが、よろしく取り計らいをお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時53分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

これより議案第60号 財産の無償貸付について（畑野温泉松泉閣）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 60号はやってありません。新穂です、さっきのやつは。60号は畑野温泉松泉閣です。終わっておりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） さっきのやつは13号です。条例の制定についてを採決いたしました。ただいま議案第60号、畑野温泉についての採決に入ります。

起立により行います。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第13号、43号、45号、59号、60号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正を踏まえ、新潟県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、これに準じて道路占用料を改定するため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正を踏まえ、新潟県漁港管理条例が改正されたことに伴い、これに準じて漁港施設占用料を改定するため、佐渡市漁港管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放牧場の使用料等を統一するため、佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、静平農村公園及び親水公園を廃止するため、佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、見立簡易水道の運営が市に移管されることに伴い、佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）。本案は、赤泊自然休養村管理センターの指定管理者に有限会社赤泊農林漁業観光を指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 市道路線の認定について。本案は、新潟県が実施してきた窪田沢根線街路事業が完了したことに伴い、当該道路の側道を市道路線として認定することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 市道路線の変更について。本案は、相川支所・相川消防署庁舎建設事業が完了したことに伴い、市道路線の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 市道路線の廃止について。本案は、主要地方道佐渡一周線椎泊バイパスの開通に伴い、市道路線を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべき

ものとして決定しました。

議案第46号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を14億2,200万円とするもので、前年度当初予算と比較して3億4,370万円、率にして31.9%の増となるものであります。主な内容は、水道水の安定供給を行うための維持管理費を計上するほか、簡易水道の建設改良事業を実施するための経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を33億5,210万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億3,070万円、率にして4.1%の増となるものであります。主な内容は、下水道施設管理経費や公債費といった経常経費を計上するほか、下水道建設費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成27年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成27年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額を16億6,648万7,000円、収益的支出の予定額を16億9,020万3,000円、資本的収入の予定額を7億642万9,000円、資本的支出の予定額を12億5,525万2,000円とするものであります。主な内容は、水道水の安定供給を行うための維持管理費を計上するほか、老朽管更新事業等を実施するための経費を計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。給水人口の減少や必要不可欠である老朽管更新事業の実施等に伴い、水道事業財政は今後一層厳しさを増してくるものと思料する。市は、策定を進めている水道ビジョンを速やかに議会へ提出し、水道事業における中期的な経営展望を明らかにすること。

議案第61号 財産の無償貸付について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、だんらの家）。本案は、羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡及びだんらの家を公募により選定した有限会社クリエイトはもちに無償貸し付けすることについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。1、市は有限会社クリエイトはもちから速やかに撤退すること。

2、羽茂ふるさと資源活用施設ポータル妹背及び羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背について、施設の利活用策を早急に具体化すること。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第61号 財産の無償貸付について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、だんらの家）についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） これは、いわゆる羽茂温泉の無償の貸与の関係であります。私は、本来市長自身が言っているようにそれぞれの地域の活性化や高齢者などの健康づくりの場、コミュニティーの場として市も支援しながら地域の大切な施設として育て上げていくべきだと考えています。が、今回いわゆる温泉施設では、あいかわが年間約7,000万円近くかけて直営でやると。この施設は、市が90%のを持っていて、事実上市の直営であります。

そこでお尋ねをするわけでありますが、引き受け法人は、90％を市が出資をしており、赤字が出た場合は市も負担するということは市当局が明確に答弁をしています。平成25年度の決算では、クアテルメ佐渡の分としては実質収支は1,418万円の赤字であります、市の健康増進策なども加味することになるわけですが、各年度の赤字額はどの程度圧縮されて市が負担をすることになるのかお尋ねをします。

また、法人への市の出資をやめる方向として意見をつけていますが、温泉事業は直営しないとの市の方針ならば出資をやめた時点で認められるべきではなかったのかお尋ねをします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の質問にお答えします。

まず、前段のクアテルメ佐渡に関する市の負担についてのご質問ですが、委員会の審査においては燃料費相当額の2分の1以外に市は負担しないとの答弁があり、当委員会はこれを了としたものであります。よって、議員ご指摘の赤字に対する市の負担はないと理解しております。

後段の市が第三セクターから撤退した後でこの議案は認めるべきものではないかとのご質問ですが、執行部から現在の90％の出資を速やかに解消するとの答弁があり、当委員会はこれを了としたものであります。さらに、本年4月1日からの営業を考慮すると、当該議案を継続審査とし、空白期間をつくることは適切でないと考えます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどこの関連する施設の関係で討論がありましたが、私は受けることが本当にどうなのか、受けたことが本当にどうなのかということも極めて心配をするわけです。今ほどの答弁、そうはいいましてこの施設は平成25年の決算で先ほど言った約1,400万円です。灯油代半分の助成で340万円ですから、1,000万以上の赤字が出ることになるものであります、単純に言えば。委員会の意見で第三セクターから撤退せよと言っていますが、市が撤退するまでには市が90％を出資をする大株主なわけであり、赤字が出た場合は、また万が一の事故による損害賠償の支払いが発生した場合、出資割合に応じて市も負担するのが当然なのではないでしょうか。

また、この間の5年間の民間委託の際も、事業の改善計画や今後の運営方向をプレゼンテーションによって評価した上で大丈夫だと市が選定したが、結局最終的に採算が合わず返還をされたのがこの温泉施設であります。収支のみで施設を評価することが私は問題なのではないかというふうに思います。

そして、今回の施設の貸与で、受け手の運営改善等による赤字の圧縮額が一体幾らになるのか答弁を願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の2回目の質問にお答えします。

第三セクターが赤字を出した場合の出資割合に応じた出資者の負担については、執行部の答弁によれば出資割合に応じて責任が生じることとあります。だからこそ、佐渡市は速やかに第三セクターから撤

退すべきであるとの意見をつけたものであります。なお、温泉事業に伴う赤字額については、当委員会では踏み込んだ審査をしておりません。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほどの答弁ですと、経営改善による赤字分の削減については審査をしていないということではしょうがないのでありますが、これまでのこと全体としてまとめますと、市は赤字の負担をするつもりは全くない、つまり少なくとも今年度の早いうちに出資から撤退する、だから事故が起きようが何しようが、赤字が出て負担を持たないという意味だというふうに理解ができます。そうすると、今回の契約は2年契約です。1年間やって1,400万円、残り300万円の燃油の補填があって、それを半分に圧縮できたとしても500万程度の赤字が私は出るのではないかと見るのですが、あなた方は審査していないというからしょうがないのだけれども、その場合は私継続が1年間で困難になるとともに、この赤字負担を市が撤退してしまったのだから誰が持つのかということで、地元で混乱のもとを市がつくらせるだけなのではないか、また受けるときは、市は出すときはその会社が市が90%の法人だった、だから出したのです。ところが、年度途中で市が強引に撤退するということは、法人の看板は同じだけれども、中身が実質変わる、受け手の法人を市自身が変えてしまうということになりはしないですか。そういう意味では、契約上極めて問題が発生すると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の3回目の質問にお答えします。

これまでの質疑でもお答えしましたが、第三セクターからの撤退については、執行部がその方向性を示し、当委員会がそれを了としたものであり、その具体的方法までの議論はしておりません。中川直美議員の丁寧な質疑ありがとうございました。市長と副市長にかわってお礼を申し上げます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

これより議案第61号 財産の無償貸付について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、だんらんの家）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第61号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第1号

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔13番 岩崎隆寿君登壇〕

○13番（岩崎隆寿君）

発議案第1号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年3月20日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	〃	村 川 四 郎
	〃	祝 優 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	佐 藤 孝
	〃	中 村 良 夫
	〃	大 澤 祐 治 郎

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、平成27年4月以降新たに任命される教育長はこれまでの教育委員長にかわり教育委員会を代表することとされたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第56号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第56号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、菊池栄一氏の任期が平成27年5月7日をもって満了となるため、その後任として仲川正道氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第56号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

〔「議長、投票」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ただいま2人以上の方から投票を求める声が上がりました。この場合、佐渡市議会会議規則第71条第1項の規定により、投票で表決をとることと定められております。

よって、本案の採決は無記名投票をもって行います。

念のため申し上げます。この投票におきましては、本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は24名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（根岸勇雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（根岸勇雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、議席番号により順次投票願います。

〔投票〕

○議長（根岸勇雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（根岸勇雄君） 開票いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、荒井眞理さん、4番、渡辺慎一君を指名いたします。お二人の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（根岸勇雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 15票

反対 8票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意することに決しました。

日程第4 議案第57号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、佐藤洋子氏の任期が平成27年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として柴田博文氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第58号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、仲川進氏の任期が平成27年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として中川智賀子を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成27年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、3月3日の開会から本日までの長期間にわたりご審議を賜りましたことに対し御礼を申し上げます。本定例会冒頭におきまして、施政方針において人口減少対策として5つの重要事項の取り組みを中心に私の所信を述べさせていただきましたが、国におきましても平成27年度を初年度とする総合戦略を推進をし、情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開することにより、地方版総合戦略の策定実施を全力で支えていくということを表明しているところであります。議会での議論や市民の皆様のご意見を十分に盛り込んだ佐渡版総合戦略を平成27年度中に策定をし、できる施策から速やかに実行に移すことによりまして、人口減少克服、地方創生を実現してまいりたいと考えております。また、この地方創生にかかわる国の交付金制度等を十分に活用し、若者の定着支援、暮らしやすい環境づくり、特色ある地域づくり、そして産業の振興に力を入れてまいります。

さて、日に日に春めいてまいりまして、観光シーズンの到来の季節となりました。来月就航予定の新造船、高速カーフェリーあかねを利用いたしました高田公園におきます観桜会ツアーも非常に売れ行きがよく、おかげさまで数日で完売となったところであります。そして、上越地方と首都圏、北陸を結ぶ北陸新幹線が今月14日に開業をいたしたところであります。注目を帯びている新造船あかね就航とあわせ、佐渡を扇のかなめとした周遊滞在型観光を充実をさせ、関東、関西はもとより、これからは会津地方等との連携も強化、推進をし、佐渡観光の振興につなげたいと考えておるところであります。

最後になりますが、議員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、ますますのご活躍を祈

念申し上げるとともに、市勢発展のため絶大なるご協力をお願いを申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成27年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 竹 内 道 廣

署 名 議 員 近 藤 和 義